

第2次知多市地震対策アクションプラン

(平成20年度～22年度)



平成19年度 避難所生活体験（旭東小学校）より

CHiTA 知多市

みんなで創る あすのちた ー夢がふくらむ 緑園都市ー

平成21年3月一部修正

目 次

I	第2次アクションプラン策定の背景と目的	1
1	第2次アクションプラン策定の背景	1
2	第2次アクションプラン策定の目的	1
II	第2次アクションプランの基本的事項	2
1	基本理念	2
2	計画期間	2
3	目標の設定	2
4	推進体制	2
III	第2次アクションプランの目標と基本施策	3
1	目標	3
2	基本施策	4
3	第2次アクションプランの体系図	5
IV	第2次アクションプランの内容	6
1	防災意識の普及・啓発の推進	6
2	耐震化対策の推進	9
3	情報収集・伝達体制の強化	10
4	災害時要援護者支援体制の強化	11
5	防災訓練の充実強化	13
6	災害応急体制の充実強化	14
7	復旧・復興体制の整備	16
	(参考1) 知多市で懸念される地震	17
	(参考2) 東海地震・東南海地震等の被害予測調査結果	18
	(参考3) 第1次アクションプランの実績(見込み)	22

I 第2次アクションプラン策定の背景と目的

1 第2次アクションプラン策定の背景

知多市は、平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受け、更に平成15年12月に東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けたことなどを重要視し、平成16年10月に、平成16年度から平成19年度までの4年間に緊急に取り組むべき地震対策の実践的行動計画として、「知多市地震対策アクションプラン」（第1次アクションプラン）を策定し、計画的かつ効果的な地震対策事業を推進してきました。

こうした中、平成19年3月には能登半島地震、そして7月には新潟県中越沖地震などの大地震が頻発し、大きな被害が出ており、東海地震及び東南海・南海地震など大規模地震発生への危惧が益々増大していることから、地震被害の軽減を図るためには更に積極的に地震対策事業を推進していく必要があります。

また、国の中央防災会議で、平成17年3月に、東海地震及び東南海・南海地震について、それぞれの被害想定を基に平成26年度までに人的被害や経済被害を半減させるための具体的な数値目標やその達成時期などを掲げた「地震防災戦略」が策定されたことを受け、県では平成19年2月に「第2次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、地震被害の半減をめざしています。

そこで、知多市では、第1次アクションプランの計画期間が平成19年度までとなっていることから、引き続き、計画的かつ効果的な地震対策事業を推進するとともに更なる地震被害の軽減を図るため、「第2次知多市地震対策アクションプラン」（第2次アクションプラン）を策定することとしました。

2 第2次アクションプラン策定の目的

第2次アクションプランは、知多市の地域防災計画に定める防災ビジョンを念頭に、第1次アクションプランの成果を継承し、大規模地震に対する被害の軽減を図るために取り組むべき具体的かつ効果的な行動計画を網羅することにより、地域防災計画の実効性をより高めるとともに、一層の地震対策を推進するための指針として策定するものです。

Ⅱ 第2次アクションプランの基本的事項

1 基本理念

第2次アクションプランでは、第1次アクションプランに引き続き、「大規模地震発生による被害から知多市を守る」という基本理念の下に、予防、応急、復旧・復興の各分野において、知多市の防災力を強化するための地震対策を講じていきます。

2 計画期間

第2次アクションプランでは、平成20年度から平成22年度までの3か年を計画期間とします。

なお、アクション項目ごとに「実施年度」を記載していますが、単年度で実施する事業は「〇〇年度」と記載し、毎年度実施する事業又は複数年度にわたって実施する事業は「〇〇年度～」と記載しています。

3 目標の設定

第2次アクションプランの実効性を確保するため、アクション項目ごとに可能な限り具体的な数値目標を設定しました。

4 推進体制

地震対策は、市の各部門にまたがるものです。第2次アクションプランでは、アクション項目ごとに所管部署を明らかにし、計画的にプランを実践することで、全庁的に地震対策を推進していきます。

なお、第2次アクションプランの進捗状況については、毎年度定期的に、「知多市地震防災対策研究会」において、その取組を確認していきます。

また、国や県の地震対策への新たな取組や第2次アクションプラン策定の基礎となる地域防災計画の大幅な改正などにより、計画期間中に第2次アクションプランの見直しの必要が生じた場合は、見直しを随時行うこととします。

Ⅲ 第2次アクションプランの目標と基本施策

1 目標

基本理念として掲げた「大規模地震発生による被害から知多市を守る」ため、第1次アクションプランに引き続き、次の3つの目標を掲げました。

①地震に強いまちづくり

知多市の旧市街地においては、木造家屋が密集しており、阪神・淡路大震災における犠牲者の8割以上が住宅などの倒壊によるものであったことから、地震対策における住宅の耐震化推進はもちろん、建物の内部に対する耐震化を市民などへ働きかけていくことも重要です。

また、大規模地震が発生した場合において、避難、救助、消防活動を円滑に実施するために、災害対策拠点となる公共施設、公共土木施設及びライフラインの耐震化が必要となります。

さらに、被災した場合においても、正確な情報収集及び伝達ができる体制の確立や広域的な相互応援体制の強化が必要です。

そこで、「地震に強いまちづくり」を目標に掲げます。

②市民、企業、団体、行政の協働による地震対策の推進

大規模地震が発生した場合、市民の生命・財産を守るのは行政の重要な役割の一つです。

しかし、被害が広域に及んだ場合、行政が実施する避難、救助、消防活動にも限界があり、市民、企業、コミュニティ、自主防災組織、ボランティア、NPOなどの団体との連携が、生命・財産を守るための重要な資源となります。

したがって、市民が自分自身を守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政が市民を守る「公助」の役割分担と協働により、知多市全体の地震対策を推進することが必要です。

そこで、「市民、企業、団体、行政の協働による地震対策の推進」を目標に掲げます。

③地震応急対策、復旧・復興対策活動の強化

地震による被害発生時には、行政として被害を最小限に抑えるための応急対策を実施する必要があります。特に、突発的に発生した大規模地震に対しては、二次災害発生の防止に努めるとともに、迅速に消火、救助、医療、避難所設営、緊急物資輸送などの応急対策活動を実施するため、あらかじめ各分野において十分な準備をする必要があります。

また、被災者の生活を回復させるための住宅確保や健康管理など、様々な生活支援対策はもちろん、市全体の復旧・復興を図るため、迅速で円滑な災害復旧を実施するための準備も必要です。

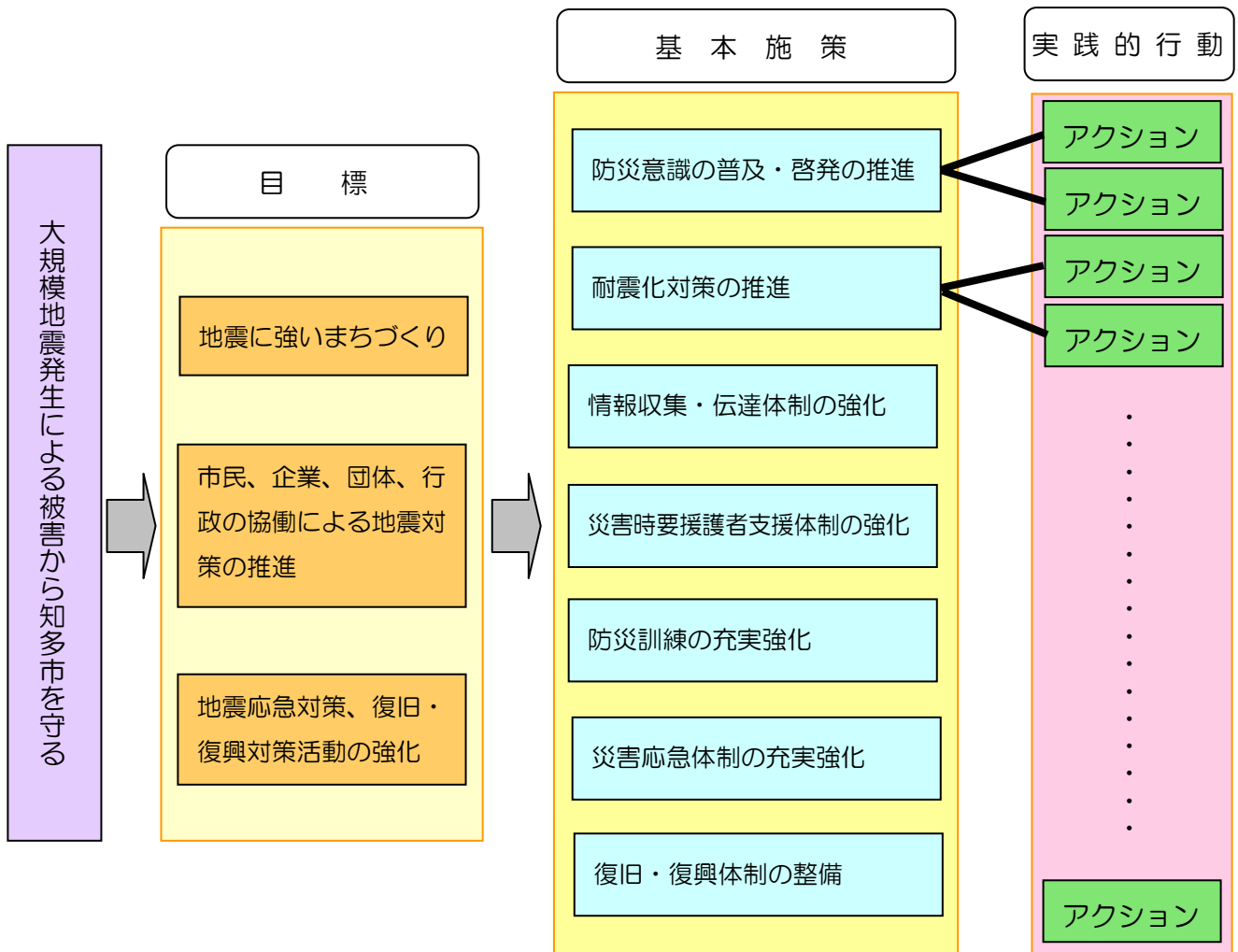
そこで、「地震応急対策、復旧・復興対策活動の強化」を目標に掲げます。

2 基本施策

第2次アクションプランで掲げた3つの目標を達成するため、次の7項目の基本施策を掲げました。

1 防災意識の普及・啓発の推進 「出前講座」や各種行事における啓発活動を積極的に展開するなど、市民、企業、コミュニティなどに対して広く防災意識の普及を図ります。 また、地域で活躍できる防災リーダーを養成することなどにより、地域の防災力を高めます。
2 耐震化対策の推進 公共施設、公共土木施設などの耐震化を引き続き計画的に推進します。 また、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅等の耐震化を促進するとともに、家具等の転倒防止対策による建物内部の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図ります。
3 情報収集・伝達体制の強化 緊急地震速報や津波警報等を提供する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備するとともに、災害情報の提供方法を周知していくなど、更なる情報収集・伝達体制の強化を図ります。
4 災害時要援護者支援体制の強化 災害時要援護者情報の把握に引き続き努め、その有効活用を図るとともに、避難支援プラン等の作成に取り組むなど、災害時要援護者支援体制を強化します。
5 防災訓練の充実強化 市総合防災訓練を始めコミュニティ防災訓練や避難所生活体験などの訓練内容を充実させ、より実践的な防災訓練に取り組めます。
6 災害応急体制の充実強化 食糧、飲料水及び生活必需品の備蓄の推進、関係機関との連携強化などに取り組むとともに、被災地の検証を行うなど、災害時の迅速かつ効果的な応急体制の充実強化を図ります。
7 復旧・復興体制の整備 被災地の検証を基に、被災者に対する相談体制の充実や生活再建に向けた支援対策に取り組むなど、復旧・復興体制の整備を図ります。

3 第2次アクションプランの体系図



IV 第2次アクションプランの内容

1 防災意識の普及・啓発の推進

地震による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが「自らの身は自らが守る」という自覚の下に、普段から災害に対する備えを心がけ、災害時には適切な行動をとることができるようにしておくとともに、地域での助け合いを進めることが必要不可欠です。

最近では、大規模地震の発生により、防災に対する意識が高まってきていますが、まだ十分とは言えません。

そこで、「出前講座」や各種行事における啓発活動を積極的に展開するなど、市民、企業、コミュニティなどに対して広く防災意識の普及を図ります。

また、地域で活躍できる防災リーダーを養成することなどにより、地域の防災力を高めます。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 地域防災マップの見直し コミュニティと連携し、平成17年度に作成した地域防災マップの見直しを図ります。 ●全コミュニティでの見直し	22年度	生活環境部
2 携帯用防災ハンドブックの作成（新規） 地震発生時の対応、避難場所及び応急措置の方法等最低限必要な情報を記載した携帯用防災ハンドブックを作成します。	21年度	生活環境部
3 公共施設における防災コーナーの設置 市の公共施設内に地震対策に関する情報コーナー（防災グッズの展示、防災マップの掲示など）を設置し、市民が情報を収集できるようにします。 ●防災コーナーの設置 10施設	20年度～	生活環境部
4 防災体験コーナーによる啓発 消防署八幡出張所の市民体験コーナーを活用し、地震体験や煙避難体験により防災意識の啓発を図ります。 ●体験者 3,500人程度/年	20年度～	消防本部
5 「出前講座」における地震防災教育の実施 「出前講座」において、地震防災教育を実施します。 ●出前講座の実施 20回程度/年	20年度～	生活環境部 消防本部
6 「公民館講座」における防災知識の普及・啓発 「公民館講座」において、市職員、防災リーダー、NPO団体などが講師となり、地震災害から身を守るための知識の普及・啓発を実施します。 ●公民館講座の実施 5回程度/年	20年度～	生活環境部 教育部 消防本部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
<p>7 園児、児童及び生徒を対象とした地震防災教育の実施 保育園や幼稚園の園児及び小中学校の児童生徒に対し、避難訓練を実施するほか、視聴覚教材を利用した啓発を実施するとともに、学級活動、総合的な学習の時間を活用した地震防災教育を実施します。</p> <p>●避難訓練の実施 保育園・幼稚園 1回/月、小中学校 1回/年</p>	20年度～	生活環境部 健康福祉部 教育部 消防本部
<p>8 中学生・高校生の防災訓練への参加（新規） 市総合防災訓練やコミュニティ防災訓練に中学生・高校生の参加を促し、地震防災意識の啓発を図ります。</p>	20年度～	生活環境部 消防本部
<p>9 保護者を対象とした地震防災教育の実施 東海地震注意情報発表時や大地震発生時を想定した園児、児童及び生徒の引渡し訓練を実施するとともに、保護者及びPTAを対象とした地震防災教育を実施します。</p> <p>●引渡し訓練の実施 1回/年</p>	20年度～	健康福祉部 教育部
<p>10 消防団及び女性消防クラブを対象とした地震防災教育の実施 消防団及び女性消防クラブを対象とした地震防災教育を実施します。</p> <p>●講習会の実施 各1回/年</p>	20年度～	消防本部
<p>11 市職員を対象とした地震防災教育の充実 市職員を対象に地震防災研修を実施するとともに、地震防災に関する情報を提供し、職員一人ひとりの地震に対する防災力の向上を図ります。</p> <p>●新規採用職員地震防災研修の実施 1回/年 ●職員地震防災研修の実施 1回/年 ●地震防災に関する情報の提供 4回程度/年</p>	20年度～	企画部 生活環境部 消防本部
<p>12 市職員の災害ボランティア体験の充実（新規） 市職員が特別休暇を利用して、積極的に災害ボランティアに参加することができる職場環境を作ります。</p>	20年度～	各 部
<p>13 「ちたまる安全安心メルマガ」を利用した啓発の実施 「ちたまる安全安心メルマガ」の登録者へ定期的に地震対策に関する啓発記事を発信します。</p> <p>●地震対策に関する情報の提供 4回程度/年</p>	20年度～	生活環境部
<p>14 DVD・ビデオによる啓発の実施 市所有の地震防災関係のDVD・ビデオの貸出しや地震対策事業に関する啓発ビデオを制作し、市民などに啓発を実施します。</p> <p>●DVD等の貸出し・上映 30件以上/年</p>	20年度～	生活環境部 消防本部
<p>15 各種行事における啓発の実施 「産業まつり」に防災啓発コーナーを設置するなど、市民が多く集まる行事の開催に合わせ、地震対策の啓発を実施します。</p> <p>●防災啓発コーナーの開設 4回程度/年</p>	20年度～	生活環境部
<p>16 防災まちづくり講演会の開催（新規） 被災地での活動経験があり、地震防災に取り組んでいる専門家等を講師とする講演会を開催し、防災意識の啓発を図ります。</p>	20年度	生活環境部
<p>17 「防災フェア」の開催 防災グッズの展示、市民が各家庭で行っている地震対策の紹介などを行う「防災フェア」を開催し、防災意識の啓発を図ります。</p>	22年度	生活環境部 消防本部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
18 「あいち防災セミナー」の開催（新規） 市制40周年事業として、「あいち防災セミナー」を開催し、地震防災に対する市民の意識啓発を図ります。	22年度	生活環境部
19 企業への地震防災意識の啓発 商工会等と連携し、企業に対して地震防災対策に関するチラシを配布するなど防災意識の啓発を実施します。	20年度～	生活環境部 産業経済部
20 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進（新規） 事業継続ガイドラインやチェックリスト等を企業に周知し、BCPが早期に作成されるよう促進を図ります。	20年度～	生活環境部 産業経済部
21 特定の事業所の地震防災応急計画等作成の促進（新規） 特定の事業者に対して、東海地震に係る地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画作成を働きかけ、計画の届出率の向上を図ります。 ●計画の届出率 100%	20年度～	消防本部
22 危険物施設等管理者への啓発（新規） 二次災害の恐れがある危険物貯蔵施設等の施設管理者への助言、指導及び地震防災教育を実施します。 ●施設管理者全員への啓発を毎年度実施	20年度～	消防本部
23 ため池の管理者に対する啓発の実施 ため池の管理者に対し、警戒宣言発令時や地震発生時の対応を記載したパンフレットの配布などの啓発を実施します。 ●ため池管理者全員への啓発を毎年度実施	20年度～	産業経済部
24 ドライバーに対する啓発の実施 ドライバーに対し、警戒宣言発令時や地震発生時の対応を記載したチラシの配布などの啓発を実施します。 ●交通安全推進大会時に毎年度実施	20年度～	生活環境部
25 自主防災組織の育成・充実 地震防災教育の実施、防災訓練・防災資機材整備の支援等を行うとともに、防災リーダーを活用し、自主防災組織の育成・充実を図ります。 ●地震防災研修の実施 1回/年	20年度～	生活環境部 消防本部
26 防災リーダーの養成（新規） 防災リーダー養成講座を開催し、地域で活躍できる防災リーダーを養成します。 ●防災リーダーの養成 20人程度/年	21年度～	生活環境部
27 防災ネットワークの強化 各種防災訓練等を通じて、防災リーダー会、ボランティア団体、NPO、赤十字奉仕団等とのネットワークの強化を図ります。	20年度～	生活環境部 健康福祉部
28 地震対策に関する相談窓口の明確化 地震対策に関する市役所内の担当窓口を整理し、各種の地震対策についての相談を市民が円滑に行うことができるようにします。	20年度	生活環境部

2 耐震化対策の推進

阪神・淡路大震災の教訓から、建物及び建物内部の耐震化を進めることは地震対策における重要な施策の一つとなっています。

公共施設、公共土木施設などの耐震化については、これまで計画的に実施していますが、民間住宅等の耐震化については、なかなか進まない状況にあります。

そこで、公共施設、公共土木施設などの耐震化を引き続き計画的に推進します。

また、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅等の耐震化を促進するとともに、家具等の転倒防止対策による建物内部の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図ります。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 公共施設、公共土木施設などの耐震改修 公共施設、公共土木施設などの耐震改修について、公共施設等耐震化推進委員会において整備計画を定め、耐震改修を実施します。	20年度～	各 部
2 構築物の点検の実施 市所有の構築物（門扉、塀、モニュメント、遊具など）の点検・整備を実施します。	20年度～	各 部
3 民間住宅の耐震改修の促進 耐震改修促進計画に基づき、民間住宅の耐震改修を促進するため、民間木造住宅の無料耐震診断、耐震改修費補助金及び非木造住宅の耐震診断費補助金による支援を行うとともに、制度の周知に努めます。 ●木造耐震診断 100件/年 ●木造耐震改修補助 30件/年	20年度～	生活環境部 都市整備部
4 ブロック塀の生垣化への促進 住宅など民間施設のブロック塀などの生垣化を促進するため、生垣設置に対する補助金による支援を行うとともに、制度の周知に努めます。 ●生垣設置補助 15件/年	20年度～	都市整備部
5 家具等の転倒防止対策の推進 家具等転倒防止金具の紹介や、ひとり暮らし老人等に無料で家具等転倒防止金具の取り付けを行うなど、建物内部の耐震化を促進します。 ●ひとり暮らし老人等に対する家具等転倒防止金具の取り付け 100件/年	20年度～	生活環境部 健康福祉部
6 文化財所有者・管理者へ耐震化の啓発 指定文化財の所有者・管理者に対して、文化財の転倒・転落防止措置など、耐震化対策の啓発を実施します。 ●文化財防火デーに毎年度実施	20年度～	教育部
7 屋外広告物設置者への啓発（新規） 屋外広告物の設置者に看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発を実施します。	20年度～	都市整備部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
8 サーバルームの設置（新規） 免震や入退室管理機能のあるサーバルームを本庁舎内に設置し、各所管課に設置してある情報システムサーバを保管管理することにより、地震災害から市民の情報資産を保護します。	20年度	総務部 企画部
9 公共施設内における室内の耐震化 地震により転倒の恐れがある公共施設内のロッカー、事務機器などの固定や窓ガラスの飛散防止など耐震化対策を実施します。	20年度～	各 部
10 市公式ホームページにおける耐震化対策の情報提供 市公式ホームページにおいて、住宅の耐震化・ブロック塀の生垣化対策や家具の転倒防止対策などの情報を提供します。	20年度～	生活環境部 都市整備部

3 情報収集・伝達体制の強化

災害時に正確な情報を収集し、確実に市民などに伝達することは極めて重要なことです。

これまでも防災行政無線（同報系）の整備、「ちたまる安全安心メルマガ」への登録促進などを実施してきましたが、これらの取組を引き続き強化していく必要があります。

そこで、緊急地震速報や津波警報等を提供する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備するとともに、災害情報の提供方法を周知していくなど、更なる情報収集・伝達体制の強化を図ります。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備（新規） 緊急地震速報や津波警報等を速やかに提供するため、防災行政無線（同報系）を活用し、全国瞬時警報システムを整備します。	20年度	生活環境部
2 緊急地震速報の周知・啓発（新規） 市民に対して緊急地震速報についての周知を行うとともに、発表時の対応についての啓発を実施します。	20年度～	生活環境部
3 「ちたまる安全安心メルマガ」の登録の促進 「ちたまる安全安心メルマガ」への登録を促進するため、広報ちた、ホームページなどで広報するとともに、各種行事において啓発を実施します。 ●登録件数 2,500件程度	20年度～	生活環境部
4 災害用伝言ダイヤル「171」の普及・啓発 市民へ災害用伝言ダイヤル「171」の普及・啓発を、出前講座や各種行事等のあらゆる機会に実施します。	20年度～	生活環境部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
5 災害時市民対応体制の充実強化 災害時における市民などへの情報提供の体制について、充実強化を図ります。	20年度～	生活環境部
6 自主防災会長との情報収集・伝達体制の強化 自主防災会長に配布しているカメラ付き携帯電話を利用して、被害情報の収集・伝達体制を強化します。	20年度	生活環境部
7 アマチュア無線クラブとの連携強化 行政が管理している通信設備が使用不能となった場合や、幅広い情報の収集媒体として、アマチュア無線クラブとの連携体制を強化します。	20年度～	生活環境部
8 2輪車を活用した情報収集・伝達体制の強化 被災地の被害状況の調査や避難所などへの情報収集・伝達手段として、2輪車を活用した体制を強化します。	20年度～	生活環境部

4 災害時要援護者支援体制の強化

大規模地震発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人の方などへの特別な配慮や支援が必要となります。

これまで、これらの災害時要援護者の実態を把握するため、登録制度を実施し、情報の収集を図ってきましたが、今後は、具体的な支援体制を整備していく必要があります。

そこで、災害時要援護者情報の把握に引き続き努め、その有効活用を図るとともに、避難支援プラン等の作成に取り組みなど、災害時要援護者支援体制を強化します。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 災害時要援護者向けの備蓄資材の充実 市備蓄倉庫及び避難所防災倉庫において、災害時要援護者用の食糧及び生活必需品の充実を図ります。 ●計画的に毎年度購入	20年度～	生活環境部 健康福祉部
2 災害時要援護者登録制度の活用 ひとり暮らしの高齢者、介護が必要な方、障がいのある方などの避難誘導や救出を効果的に実施するために、登録制度の有効活用を図ります。	20年度～	総務部 生活環境部 健康福祉部
3 「あんしんとなり組」活動の推進・活用（新規） 社会福祉協議会と連携をとり、「あんしんとなり組」活動を推進し、災害時要援護者の支援に活用します。	20年度～	健康福祉部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
4 災害時要援護者避難支援プラン等の作成（新規） 災害時要援護者避難支援プラン及び災害時要援護者支援マニュアルを作成します。	20年度～	生活環境部 健康福祉部
5 緊急通報装置の設置の推進 ひとり暮らしの高齢者などの安否確認の有効手段となる緊急通報装置設置事業を推進します。 ●緊急通報装置設置 50件／年	20年度～	健康福祉部
6 外国人向けの防災啓発活動の強化 国際ネットワーク協議会等と連携し、外国人向けの防災環境整備を推進するとともに啓発活動を積極的に展開していきます。 ●外国人を対象とした地震防災に関する研修会の実施 1回／年	20年度～	生活環境部
7 災害時要援護者を対象とした防災訓練の実施 コミュニティの防災訓練等において、災害時要援護者を対象とした訓練を実施します。 ●災害時要援護者防災訓練の実施 2回／年	20年度～	生活環境部 健康福祉部 消防本部
8 災害時要援護者のケア対策の講習 避難所運営職員・地域住民を対象とした、災害時要援護者ケアについての講習を実施します。 ●講習会の実施 1回／年	20年度～	健康福祉部
9 社会福祉施設に対する地震防災教育の推進 社会福祉施設の職員を対象とした地震防災教育を実施します。	20年度～	生活環境部 健康福祉部
10 福祉ボランティアに対する避難所運営研修の実施 社会福祉協議会と連携して、避難所運営研修を実施します。 ●避難所運営研修の実施 1回／年	20年度～	総務部 健康福祉部

5 防災訓練の充実強化

いざという時に、迅速な災害対策活動ができるようにするためには、防災訓練を継続的に実施していくことが大切です。

行政においては、総合防災訓練等を毎年行い、地域においても、各コミュニティを中心とした防災訓練が毎年行われています。今後は、多様なケースを想定したより実践的な防災訓練を実施していく必要があります。

そこで、市総合防災訓練を始めコミュニティ防災訓練や避難所生活体験などの訓練内容を充実させ、より実践的な防災訓練に取り組みます。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 コミュニティ防災訓練の充実 全コミュニティにおいて、地区が主体となり実情に即した防災訓練を実施し、訓練内容の充実を図ります。 ●全コミュニティにおいて毎年度実施	20年度～	生活環境部 消防本部
2 避難所生活体験の実施 コミュニティと連携して避難所生活体験を実施するとともに、避難所運営訓練を実施します。 ●避難所生活体験の実施 3コミュニティ/年(20年度・21年度)	20年度～	生活環境部 健康福祉部 教育部
3 避難所防災倉庫資機材取扱い訓練の実施 コミュニティの防災訓練において、避難所防災倉庫資機材の取扱い訓練を実施します。 ●全コミュニティにおいて実施	20年度～	生活環境部 消防本部
4 集合住宅における防災訓練の実施 災害を想定し、集合住宅における防災訓練を実施します。 ●集合住宅防災訓練を毎年度実施	20年度～	生活環境部 消防本部
5 各班、各部及び市全体での防災訓練の実施 定期的に各班各部において防災訓練を実施するほか、市総合防災訓練を実施します。 ●全ての部において毎年度実施 ●市総合防災訓練を毎年度実施	20年度～	各 部
6 通信訓練の実施 各種防災訓練を通じて、市職員に防災行政無線の通信訓練を実施します。	20年度～	各 部
7 市職員を対象とした図上訓練の実施 市職員を対象としたロールプレイング方式による図上訓練を実施します。 ●図上訓練を毎年度実施	20年度～	生活環境部
8 市職員緊急参集訓練の実施(新規) 地震発生を想定し、職員の非常連絡訓練及び非常配備緊急参集訓練を実施します。	20年度～	各 部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
9 津波避難訓練の実施 地震による津波を想定し、津波避難訓練を実施します。 ●津波避難訓練を毎年度実施	20年度～	生活環境部 産業経済部 消防本部
10 緊急地震速報を活用した防災訓練の実施（新規） 緊急地震速報を活用した防災訓練を実施します。	22年度	各 部

※ロールプレイング方式による図上訓練

訓練参加者にはそれぞれに役割が与えられ、災害時に近い状況設定において、災害の対応策を考え処理していくことを通じ、災害状況を疑似体験できる訓練

6 災害応急体制の充実強化

応急対策活動を行うため、行政においては応急体制確立のための行動マニュアルを定めるとともに、災害発生時に必要な備蓄食糧、資機材などを順次整備していますが、被害が広域に及んだ場合、行政だけでは十分な対応ができないことも考えられます。

したがって、「自助・共助・公助」の役割分担を行い、人命救助、被災者の生活支援を迅速かつ効果的に実施する体制づくりに取り組み、災害に対する対応能力の向上を図る必要があります。

そこで、食糧、飲料水及び生活必需品の備蓄の推進、関係機関との連携強化などに取り組みるとともに、被災地の検証を行うなど、災害時の迅速かつ効果的な応急体制の充実強化を図ります。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 防災用備蓄資材の充実 市備蓄倉庫及び避難所防災倉庫の防災資機材の充実を図ります。 ●計画的に毎年度購入	20年度～	生活環境部
2 公共施設の救急用品配備 負傷者の手当てを行うための救急用品を公共施設に備えます。 ●救急箱の配備 10施設	20年度～	生活環境部
3 消防水利の整備 防火水槽などの消防水利を計画的に整備します。 ●防火水槽・消火栓の新設 3ヶ所	20年度～	消防本部
4 家庭内備蓄、事業所内備蓄の推進 飲料水、食糧などの備蓄について、積極的な啓発を行い、家庭内、事業所内における備蓄の推進を図ります。	20年度～	生活環境部 産業経済部 水道部

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
5 水道水（飲料水）応急給水施設等の周知・啓発（新規） 水道水を臨時給水拠点から確保するための方法を周知・啓発します。	20年度～	水道部
6 災害時に提供可能な井戸水の活用 登録済みの井戸について、検査済札を付け、識別しやすくするとともに、現場の状況を確認、記録し、登録台帳内容の充実を図ります。 ●検査済札の設置 255ヶ所	20年度～	生活環境部
7 災害廃棄物処理計画の策定（新規） 災害時に発生するがれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理計画を策定します。	20年度～	生活環境部
8 応急危険度判定士の養成 市民などへ応急危険度判定士の役割について周知するとともに、市職員の応急危険度判定士を養成します。 ●応急危険度判定士養成講習会への参加 8人程度/年	20年度～	生活環境部 都市整備部
9 応急危険度判定士との連携体制の強化 応急危険度判定士に「ちたまる安全安心メルマガ」に登録してもらうとともに、連絡網を作成し、情報伝達訓練を実施するなど連携体制を強化します。 ●情報伝達訓練の実施 1回/年	20年度～	都市整備部
10 避難所周辺及び主要な避難経路の対策（新規） 避難所周辺及び主要な避難経路に架かる橋りょうの安全対策を図ります。 ●橋りょうにおける通行確保対策 2～3橋/年	20年度～	都市整備部
11 企業との応援協定の締結 警戒宣言発令時及び発災後の復旧・復興活動に対し、必要な資機材に係る企業との応援協定を締結します。	20年度～	各 部
12 心肺蘇生法（AED）講習の実施 コミュニティを対象とした心肺蘇生法の講習を実施します。 ●心肺蘇生法講習の実施 1回/年	20年度～	生活環境部 消防本部
13 消防団防災支援隊の強化 消防団退団者による消防団防災支援隊の体制を強化するため、訓練の実施により隊員の資質の向上を図るとともに増員に努めます。 ●訓練の実施 各分団1回/年	20年度～	消防本部
14 市職員用防災マニュアルの見直し（新規） 内容をより充実させるため、市職員用防災マニュアルを見直します。	20年度	生活環境部
15 「緊急地震速報対応マニュアル」の作成（新規） 各公共施設において、緊急地震速報受信時に適切な行動がとれるよう対応マニュアルを作成します。	21年度～	各 部
16 被災地の検証（新規） 新潟県中越沖地震や能登半島地震の被災地を視察することにより、問題点等を検証し、応急対策及び復旧・復興対策に活かします。	20年度	生活環境部 消防本部
17 非常電源の適正な確保（新規） 本庁舎において非常電源用コンセントの配置を明確にし、災害時における停電に対応できる体制を整備します。	20年度～	総務部

7 復旧・復興体制の整備

大規模地震により被害を受けた場合、被災者への生活支援や被災地域の再建のため、復旧・復興活動を効率的かつ計画的に行うためには、あらかじめその備えをしておくことが必要です。

これまででも、復旧・復興へ向けた体制整備など準備を進めてきていますが、大規模地震による被災経験がないことから、具体的な対策がまだ十分とは言えません。

そこで、被災地の検証を基に、被災者に対する相談体制の充実や生活再建に向けた支援対策に取り組むなど、復旧・復興体制の整備を図ります。

<アクション項目>

ア ク シ ョ ン	実施年度	所管部署
1 復旧・復興計画の充実 より災害に強いまちづくりを目指すための復旧・復興対策について、被災地の状況を検証し、地域防災計画及び復旧マニュアルの内容を充実します。	20年度～	生活環境部
2 被災者相談窓口の設置体制の充実 被災者相談窓口の設置体制について、被災地の状況を検証し、マニュアルの内容を充実させるなど整備を図ります。	20年度～	生活環境部
3 被災者の健康相談体制の充実 被災者の精神面、栄養面などの健康全般に関する相談体制について、関係機関との連携を強化するとともにマニュアルの充実を図ります。	20年度～	健康福祉部
4 災害失業者の雇用相談窓口設置体制の整備（新規） 災害失業者の雇用相談窓口を設置するためのマニュアルを作成するなど整備を図ります。	20年度～	産業経済部
5 被災者生活再建支援体制の整備（新規） 被災者への見舞金等配布マニュアルを作成するなど、生活再建支援体制を整備します。	20年度～	生活環境部 健康福祉部
6 被災事業者に対する支援体制の整備 被災事業者に対しての相談窓口・相談体制等を整備するほか、事業再開に関する各種支援体制を整備します。	20年度～	産業経済部
7 税の減免等の措置（新規） 被災者に対する市税等の減免、徴収猶予及び申請期限の延長などの措置について、要領等を整備します。	20年度～	総務部

(参考1) 知多市で懸念される地震

東海地震と東南海地震

駿河湾から四国沖に至る太平洋岸では、過去に約100年～150年周期でマグニチュード8クラスの大地震が繰り返し起きています。これらの大地震は、震源域によって、「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」と名付けられています。

このうち、駿河湾沖を震源域とする「東海地震」は、1854年に起きてから、150年以上も発生しておらず「空白域」となっていることから、発生周期から見てもマグニチュード8クラスの大地震がいつ起きてもおかしくないと言われています。

また、浜名湖沖から紀伊半島沖を震源域とする「東南海地震」も、100年～150年の周期で発生しており、過去の例では、「東海」、「東南海」、「南海」の3つの地震が同時発生又は短い間隔で発生している場合が多いことから、東海地震と連動して発生する恐れがあるとも言われています。国の地震調査研究推進本部は、今後30年以内に東南海地震が発生する確率は60～70%程度、地震の規模はマグニチュード8.1前後と推定しています。

平成13年6月、国の中央防災会議は、東海地震の想定震度域を22年ぶりに見直しを行い、東海地震の想定震源域が愛知県寄りに見直しがされたことで、平成14年4月、大規模地震対策特別措置法^{※1}に基づく地震防災対策強化地域に知多市も指定され、更に平成15年12月には、東南海・南海地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法^{※2}に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域にも指定されました。

※1 地震防災対策強化地域

「大規模地震対策特別措置法」に基づき、東海地震の発生により、甚大な被害が予想され、特に東海地震対策を推進する必要がある地域

※2 東南海・南海地震防災対策推進地域

「東南海・南海地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、東南海・南海地震の発生により、甚大な被害が予想され、特に東南海・南海地震対策を推進する必要がある地域

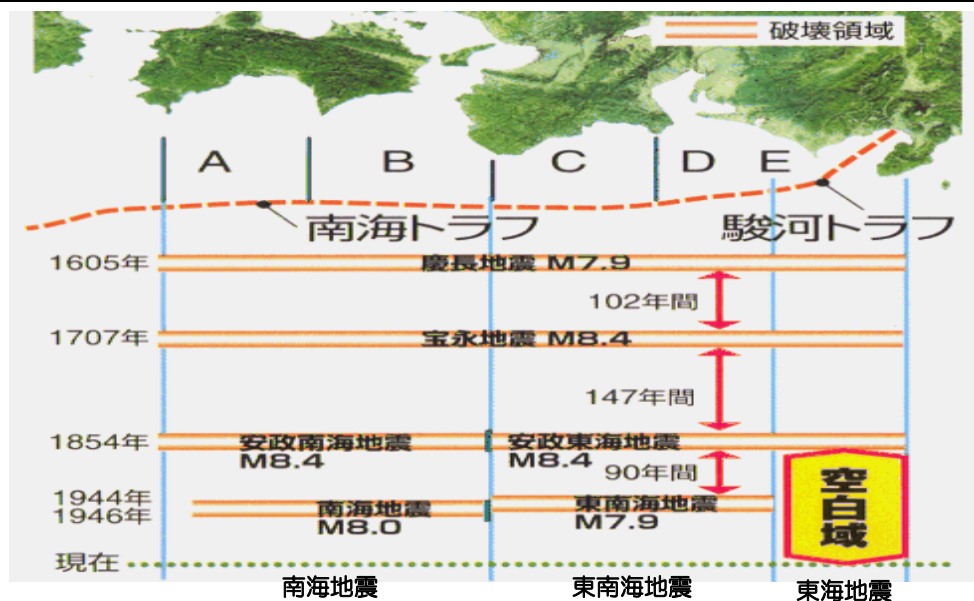


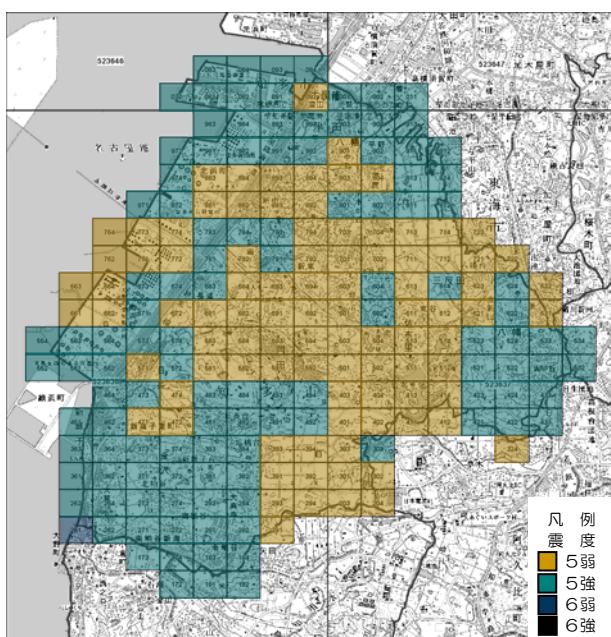
図 駿河トラフ、南海トラフでの過去の巨大地震の発生周期

(参考2) 東海地震・東南海地震等の被害予測調査結果

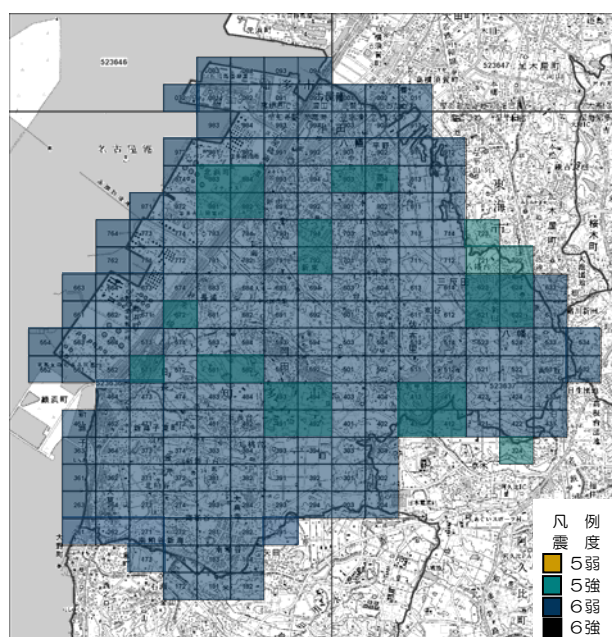
掲載データは、「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成15年3月 愛知県防災会議地震部会）を基に、知多市の数値を抜粋しています。

1 地震動

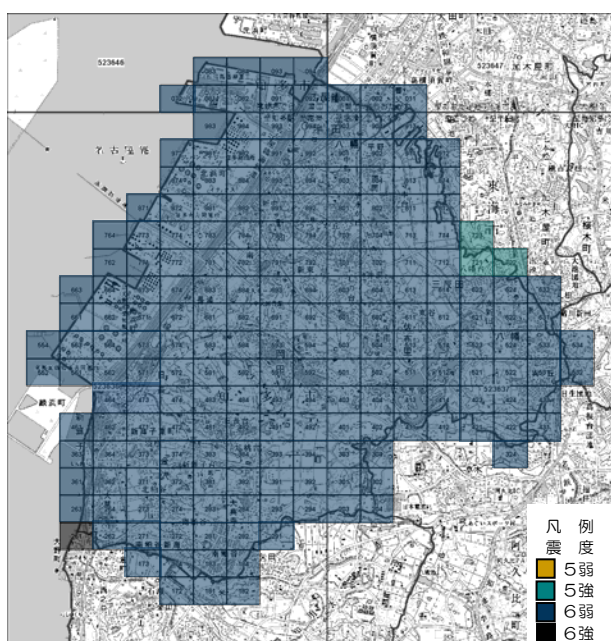
想定地震	計測震度面積率 (%)				
	5弱以下	5強	6弱	6強	7
想定東海地震	45	55	若干	0	0
想定東南海地震	0	14	86	0	0
想定東海・東南海地震連動	0	1	98	若干	0



想定東海地震



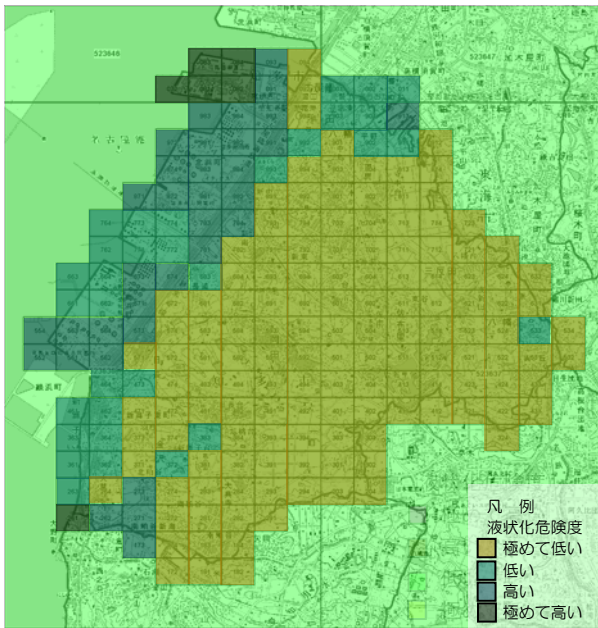
想定東南海地震



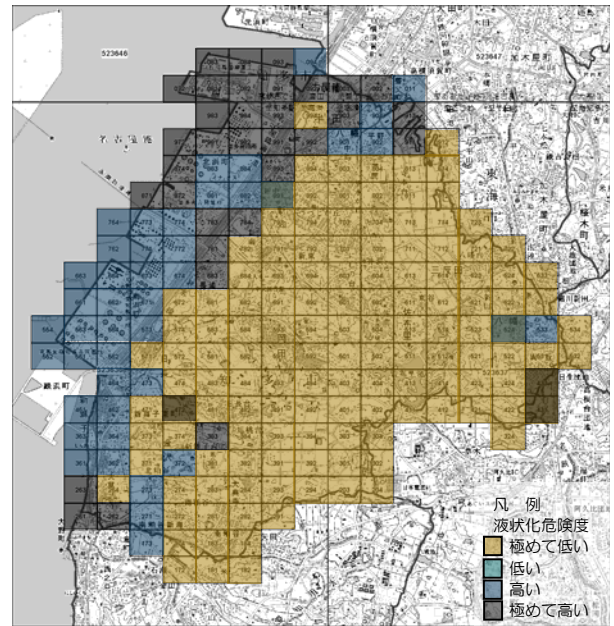
想定東海・東南海連動

2 液状化

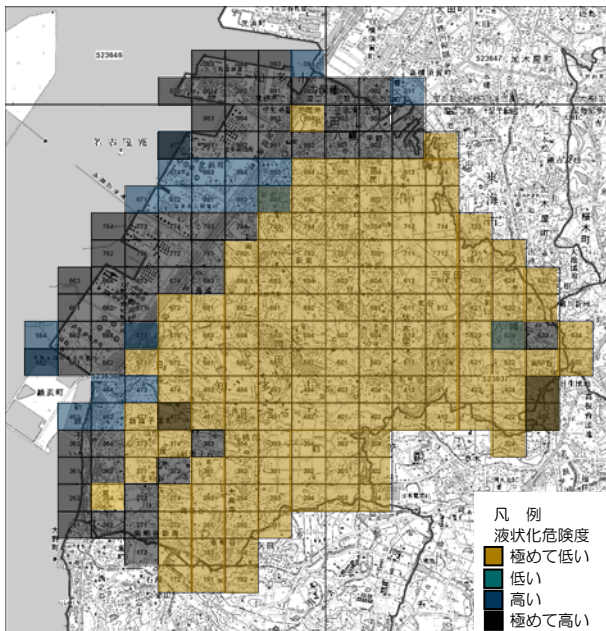
想定地震	液状化危険度面積率 (%)			
	極めて低い	低い	高い	極めて高い
想定東海地震	69	18	10	3
想定東南海地震	62	0	21	17
想定東海・東南海地震連動	62	0	9	29



想定東海地震



想定東南海地震



想定東海・東南海地震連動

3 津波及び山崩れ

(1) 津波による被害

(単位：棟)

想定地震	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
想定東海地震	0	0	0	0
想定東南海地震	0	0	0	0
想定東海・東南海地震連動	0	0	0	0

(2) 山崩れによる被害

(単位：棟)

想定地震	全壊戸数	半壊戸数
想定東海地震	約10	約20
想定東南海地震	約80	約190
想定東海・東南海地震連動	約90	約200

4 人的被害

(1) 死傷者数・負傷者数

(単位：人)

想定地震	冬早朝5時		春秋昼12時		冬夕刻18時	
	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
想定東海地震（予知なし）	若干	約50	若干	約30	若干	約40
想定東海地震（予知あり）	若干	約20	若干	約10	若干	約10
想定東南海地震	約10	約510	約10	約300	約10	約350
想定東海・東南海地震連動	約20	約630	約10	約360	約10	約420

注 「想定東海地震（予知なし）」は、地震発生が予知されず、突然発災した場合を示しています。

(2) 帰宅困難者数

(単位：人)

想定地震	帰宅困難者数
想定東海地震（予知なし）	約5,900
想定東海地震（予知あり）	約1,200
想定東南海地震	約5,900
想定東海・東南海地震連動	約5,900

注 「帰宅困難者数」とは、昼間に通勤・通学、私事（買物やレジャー）などで知多市に来ている人々で、帰宅困難となる人数を言います。

(3) 避難所生活者数（1日後）

(単位：人)

想定地震	自宅建物被害による	ライフラインの支障による	合計
想定東海地震	約90	約460	約550
想定東南海地震	約770	約6,700	約7,400
想定東海・東南海地震連動	約1,000	約11,000	約12,000

5 建物

(1) 建物被害

(単位：棟)

想定地震	全壊棟数	半壊棟数
想定東海地震	約40	約300
想定東南海地震	約430	約2,300
想定東海・東南海地震連動	約630	約2,700

(2) 火災(18時)

想定地震	出火件数(件)	焼失棟数(棟)
想定東海地震(予知なし)	若干	0
想定東海地震(予知あり)	0	0
想定東南海地震	約10	約10
想定東海・東南海地震連動	約10	約10

6 ライフライン

想定地震	ライフラインの機能支障					
	上水道 (戸)	都市ガス (戸)	LPガス (戸)	電力 (口)	電話 (件)	下水道 (人)
想定東海地震	約710	0	約90	約1,200	約10	約160
想定東南海地震	約19,000	約380	約760	約7,100	約2,000	約770
想定東海・東南海地震連動	約25,000	約2,200	約930	約7,700	約2,600	約1,100